

府 共 第 5 6 0 号
警察庁丙人少発第 34 号
法務省秘政第 31 号
社援発 0908 第 2 号
令和 5 年 9 月 8 日

各都道府県知事 殿

内閣府男女共同参画局長
(公 印 省 略)

警察庁生活安全局長
(公 印 省 略)

法務省大臣官房長
(公 印 省 略)

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく「基本方針」について

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号。以下「法」という。）第 2 条の 2 第 4 項（法第 28 条の 2 において準用する場合を含む。）の規定に基づき、主務大臣は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定め、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表しなければならないこととされており、本日付け官報において告示されたところである。

法第 2 条の 3 においては、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）について、都道府県は、基本方針に即して当該都道府県における基本計画を定めなければならないこととされており、また、市町村（特別区を含む。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県が定める基本計画を勘案して、当該市町村における基本計画を定めるよう努めなければならないこととされている。

改正の趣旨及び概要は下記のとおりであり、都道府県においては、現行の基本計画の見直しに当たられるとともに、管内の市町村、関係機関及び関係団体に基本方針の周知徹底をお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。

記

第 1 改正の趣旨

法については、最近における配偶者からの暴力等の実情に鑑み、国が定める基本方針及び都道府県が定める基本計画の記載事項の拡充、関係者による情報交換及び支援内容の協議を行う協議会に関する規定の創設等の措置を講ずるとともに、接近禁止命令等の申立てをすることができる被害者の範囲の拡大、保護命令の期間の伸長等の保護命令制度の拡充等の措置を講ずる改正が行われた（令和 6 年 4 月 1 日施行）こと等から、基本方針においても所要の規定の整備を行う。

第 2 改正の概要

（1）法改正に伴う改正

- ア 配偶者暴力相談支援センターが行う一時保護の委託業務に関する秘密保持義務に関する記載を追加（第 2-1（3））
- イ 被害者の自立を支援するための施策に関する記載を充実（第 2-7）
- ウ 国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項に係る章を新設（第 3）
 - ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会（以下「法定協議会」という。）の構成、参加機関等に関する記載を追加（第 3-2（2））
- エ 保護命令制度の拡充に伴う記載の整理（別添）
 - ・被害者への電話等禁止命令（法第 10 条第 2 項、第 28 条の 2）においてしてはならない行為を追加（別添第 2-2（1））
 - ・「電子メールの送信等」（法第 10 条第 6 項）及び位置情報に関する政令委任事項（法第 10 条第 2 項第 9 号・第 10 号）に関する記載を追加（別添第 2-2（2）、（3））
 - ・子への電話等禁止命令（法第 10 条第 3 項、第 28 条の 2）に関する記載を追加（別添第 2-3（2））
 - ・接近禁止命令（法第 10 条第 1 項、第 28 条の 2）について、身体に対する暴力等（配偶者等からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知

- してする脅迫をいう。以下同じ。)を受けた被害者が、更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいときに申立て可能となったことに関する記載を追加(別添第3-1(3)、第3-3(1))
- (2) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う改正
- ア 法に基づき都道府県が策定する基本計画と困難な問題を抱える女性への支援に関する法律等に基づき、都道府県が策定する基本計画との関係等についての記載を追加(第1-3(2)ア、ウ(オ))
- イ 「婦人相談所」「婦人相談員」を「女性相談支援センター」「女性相談支援員」に変更
- (3) その他
- ア 外国人の人権の尊重に関する記載を追加(第2-9(1)エ)
- イ 若年層への教育啓発に関する記載を追加(第2-11(2))
- ウ 加害者プログラムの実施の推進等に関する記載を追加(第2-12(1)ア)
- エ その他所要の改正

第3 施行期日

本基本方針は、令和6年4月1日から施行するものとする。